

パートナーシップ宣言のメリット①

「企業ブランディング、社員エンゲージメントの向上」

人材採用における課題を抱える企業様や、「地方創生」、「SDGs」などの活動に力を入れている企業様に関して、パートナーシップ宣言での共創により、以下が期待/提供できます。

働き方改革

- ・ 社員様の働き方の選択肢が広がることで定着に繋がる
- ・ 移住による実質的賃上げ効果による生活水準満足度向上（家賃は東京の約2分の1）

採用ブランディングの向上

- ・ 先進的な働き方をアピールでき、優秀人材に向けた採用ブランディングの強化に繋がる
- ・ 地方採用の可能性向上

地方創生における取組促進

- ・ 大分県内での実証実験などにおける地域の協力が得やすく！
- ・ パートナーシップ宣言をPRすることで取り組みをPRする機会に繋がります。

パートナーシップ宣言のメリット②

「移住社員への出張旅費補助」

大分県移住社員様の出張旅費を支援する「大分県リモートワーク促進補助金」

1 補助要件

- ①大分県外に本社を有している法人
- ②大分県と社員の移住を中心とした連携協定等の締結を行う法人
※協定書を締結した企業が50%以上出資した法人も含む
- ③県内に定住する意思がある社員が大分県内に移住すること
(単身赴任解消又は転勤など一時的な転入は除く)

2 対象経費

自宅から本社などへの出社に要する交通費（公共交通機関の利用に限る）及び宿泊料

3 対象期間

一番最初に社員が移住した日の翌日から3年間

4 補助額（1回あたり）

- ①上限32,000円（関東以北への出社）
- ②上限20,000円（関西以北への出社）
- ③上限 4,000円（九州・沖縄地区への出社）

5 補助限度数

- ①社員一人あたり年12回（移住した社員が5名以上の場合）
- ②社員一人あたり年 8回（移住した社員が3～4名の場合）
- ③社員一人あたり年 4回（移住した社員が1～2名の場合）

パートナーシップ宣言のメリット③ 「大分県への訪問、再訪支援」

モニターツアーで訪れた地域への再訪や、
継続的關係構築を支援します！

■サポート内容

- ①企業ニーズに合わせたオーダーメイドツアーを実現
⇒再訪前に企業側の具体的なニーズの聞き取りを行わせていただきます。
- ②体験料、講師等の旅費や謝金、バスや会場代などの使用料を大分県が支援

地域と大分県が連携して、継続的な關係構築のサポートを行います！



※大分県への転職なき移住に興味関心がある方を中心にご利用頂くことをお願いしております。

パートナーシップ宣言のメリット④ 「最適な移住支援（移住希望アンケート・相談会の実施）」

- 社員様向け移住希望アンケートを企業の人事ご担当者様と連携して行えます！！
- 本アンケートで興味・関心を示した社員の方を対象に企業向け移住相談会を開催できます。

■サポート内容

- ①企業ニーズに合わせたオーダーメイドの移住希望アンケート調査を実施
⇒実施前に企業側の具体的なニーズの聞き取りを行わせていただきます。
- ②企業向け移住相談会の実施（リアルorオンライン開催）
⇒テレワーカー向けの各種補助金や個別相談も可能
一人一人のニーズに沿った移住相談会を開催

移住先が選べる（大分県内）

大分県の好きな18市町村から選べます！
定住促進に熱心な自治体が多く、魅力的な市町村もたくさんあります。

余り知られてはいませんが、全国でもトップクラスの個性豊かな市町村があなたを待っています！



試験的テレワーク移住の費用補助

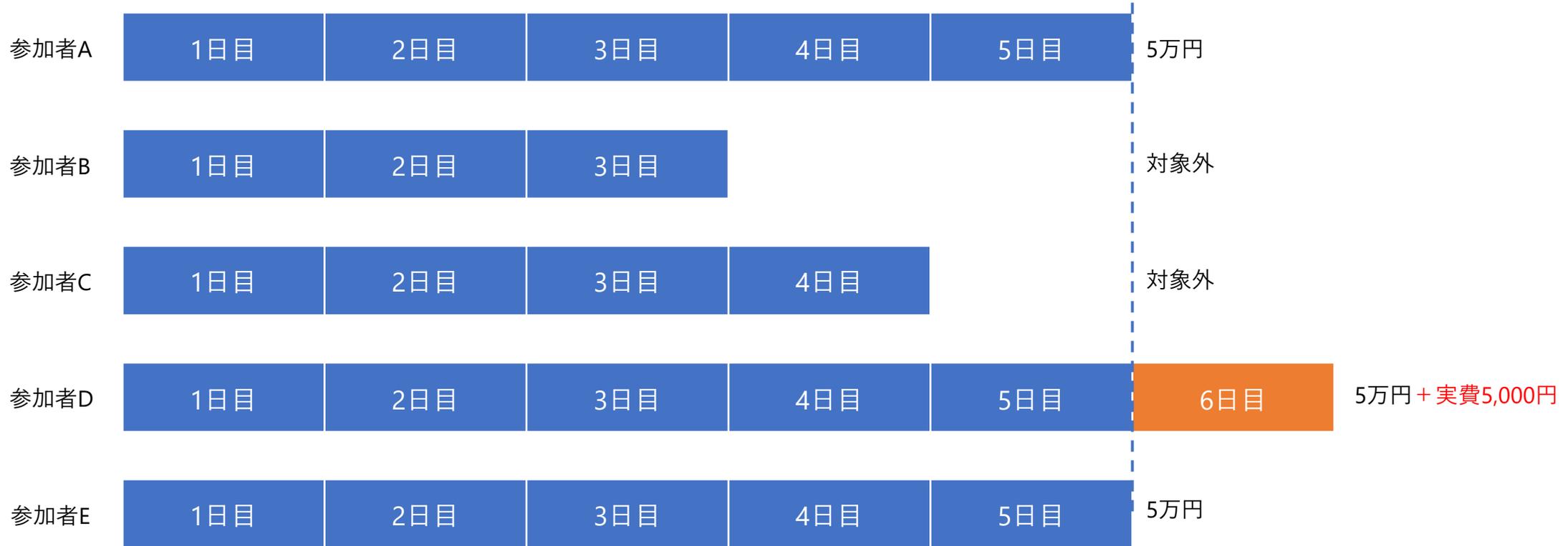
項目	内容
① 対象法人	<ul style="list-style-type: none">・ 大分県外に本社を有している法人・ 大分県と社員の移住を中心とした連携協定、パートナーシップ宣言等の締結を行う法人（締結予定の企業も含む） ※締結した企業が50%以上出資した法人も含む・ 大分県への移住に興味がある社員が所属している法人（転勤など一時的な転入は除く）
② 補助条件	<ul style="list-style-type: none">・ 大分県内でのテレワーク、ワーケーションなどを目的とした5日間以上の滞在（業務等に関連し、やむを得ない事情が発生した場合は除く）・ 滞在期間中、大分県内で「地域の活動」を実施すること 例：市町村との打ち合わせ、地域事業者への訪問・視察・打ち合わせなど・ 実施後、宿泊領収書、および宿泊証明書の写しと、実施報告書を提示すること
③ 補助内容	出発するエリアから、大分県への交通費（公共交通機関の利用に限る）及び、宿泊料を支給する企業経費
④ 対象期間	当該年度内
⑤ 補助費用	社員一人当たり、最大50,000円 ※東日本 50,000円（税抜）、西日本・沖縄 30,000円（税抜）、九州 10,000円（税抜） ※補助総額が上限に達した場合は、受付を中止する場合がございます ※1社あたりの参加人数の目安を、5～6名とする ※各社の希望状況を確認したうえで、変動の可能性もあります
⑥ お支払い	<ul style="list-style-type: none">・ 実施終了月に、事務局に以下を提出。大分県にて、内容を精査いたします。 ① 宿泊領収書、および宿泊証明書 ② 実施報告書（実施期間・人数・地域での活動・実施写真） ③ 実施精算書・ 事務局に請求書送付 実施翌月入金 ※個人へのお支払いではなく、法人へのお支払いとなります

試験的テレワーク移住の費用補助（延泊滞在に対する費用）

項目	内容
① 対象法人	<ul style="list-style-type: none">・ 大分県外に本社を有している法人・ 大分県と社員の移住を中心とした連携協定、パートナーシップ宣言等の締結を行う法人（締結予定の企業も含む） ※締結した企業が50%以上出資した法人も含む・ 大分県への移住に興味がある社員が所属している法人（転勤など一時的な転入は除く）
② 補助条件	試験的テレワーク移住として、 大分県内での5日間以上の滞在から、1泊以上の延泊滞在を必要とする場合
③ 補助内容	延泊滞にかかると社員を経費（延泊宿泊費、レンタカー代や視察に要する経費（入場料など））
④ 対象期間	当該年度内
⑤ 補助費用	延泊にかかった「実費費用」 社員一人1延泊あたり、上限1万円 3延泊以上 上限3万円 ※補助総額が上限に達した場合は、受付を中止する場合がございます
⑥ お支払い	<ul style="list-style-type: none">・ 実施終了月に、事務局に以下を提出。大分県にて、内容を精査いたします。 ① 延泊に使用した宿泊領収書、宿泊証明書、およびそのほかの経費領収書 ② 延泊実施精算書 ※試験的テレワーク移住（5日間）とは別に、延泊分をご提出ください・ 試験的テレワーク移住の費用と合算して事務局に請求書送付 実施翌月入金 ※個人へのお支払いではなく、法人へのお支払いとなります

補助例①

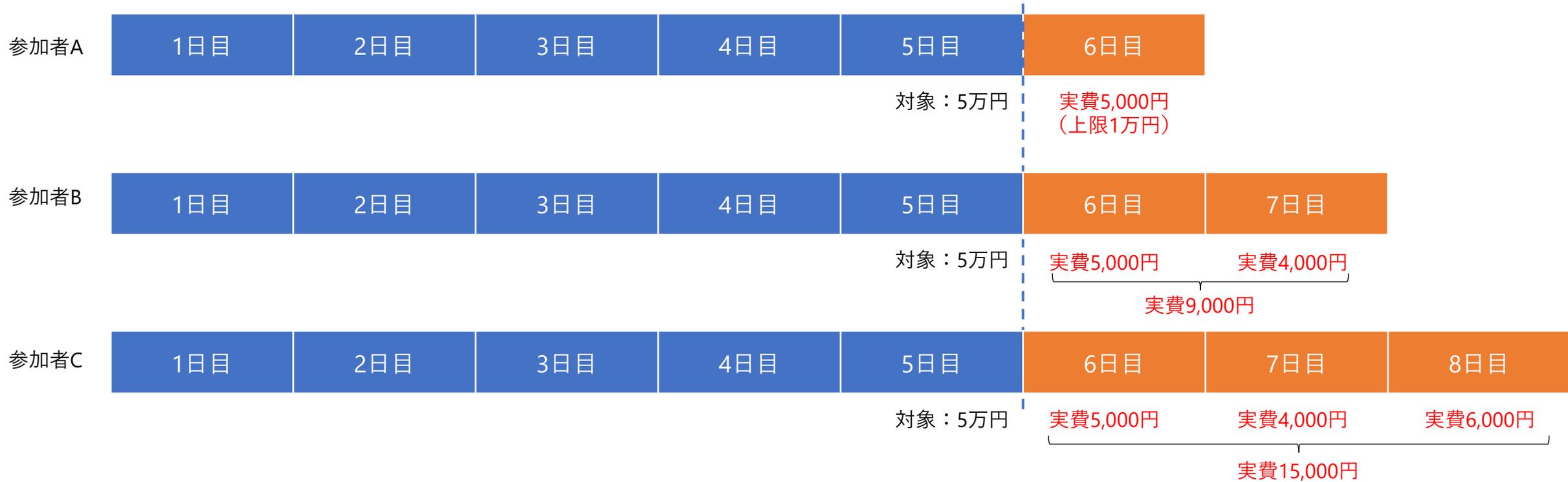
試験的テレワーク 参加者 5 名の場合



5日間以上対象3名：5万円×3名 + 延泊実費5,000円 = 155,000円

補助例②

試験的テレワーク 参加者 3 名の場合



5日間以上対象3名： 5万円×3名 + 延泊実費 5,000円 + 9,000円 + 15,000円 = 179,000円